

二 商号

三 資本の額

四 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

五 本店その他の営業所の名称及び所在地

2 前項の承認申請書には、定款、貸借対照表、損益計算書、次条第一項第三号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第二百七十二条の三十七 内閣総理大臣は、第二百七十二条の三十五

第一項又は第三項ただし書の承認の申請があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない。

一 当該承認の申請をした会社又は当該承認を受けて設立される会社（以下この条において「申請者等」という。）及びその子会社（子会社となる会社を含む。第四号において同じ。）の財産及び収支の状況に照らして、当該申請者等がその子会社であり、又はその子会社となる少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあること。

二 申請者等が、その人的構成等に照らして、その子会社であり、又はその子会社となる少額短期保険業者の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有しない者であること⁹

三 申請者等が第二百七十二条の三十三第一項第一号ハに該当する

（新設）

者であること。

四 申請者等の子会社の業務の内容が第二百七十二条の三十九第三項各号のいずれかに該当するものであること。

2 少額短期保険持株会社（少額短期保険業者を子会社とする持株会社であつて、第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引若しくは行為について保有者となる承認を受け、同項の承認を受けて設立され、又は同条第三項ただし書の承認を受けているものをいう。以下同じ。）は、外国の法令に準拠して設立されたものを除き、株式会社でなければならない。

（少額短期保険持株会社の業務範囲等）

第二百七十二条の三十八 少額短期保険持株会社は、次条第一項各号に掲げる会社及びこれらの会社以外の会社で同項又は同条第四項ただし書の規定による内閣総理大臣の承認を受けて子会社とした会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

2 少額短期保険持株会社は、その業務を営むに当たつては、その子会社である少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

（少額短期保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百七十二条の三十九 少額短期保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理

（新設）

（新設）

大臣の承認を受けなければならない。

一 少額短期保険業者

二 少額短期保険業者の行う業務に従属し、又は付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定める業務を専ら営む会社

2 前項の承認を受けようとする少額短期保険持株会社は、当該承認の申請に係る会社の業務の内容、資本の額、人的構成その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る会社が行い、又は行おうとする業務の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない。

一 当該業務の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあること。

二 当該業務の内容が、当該申請に係る会社の資本の額、人的構成等に照らして、当該申請に係る会社の経営の健全性を損なう危険性が大きく、かつ、その経営の健全性が損なわれた場合には、当該申請をした少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の経営の健全性が損なわれることとなるおそれがあること。

4 第一項の規定は、同項各号に掲げる会社以外の会社が、少額短期保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該少額短期保険持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該少額短期保険持株会社は、その子会社となつた当該会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、当該会社

が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 少額短期保険持株会社が、保険会社を子会社とすることにより保険持株会社になろうとする場合又は保険持株会社である場合には、前条第一項の規定及び前各項の規定を適用せず、第二百七十一条の二十二の規定の定めるところによる。

6 少額短期保険持株会社が、銀行若しくは長期信用銀行を子会社とすることにより銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社になろうとする場合又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社である場合には、前条第一項の規定及び第一項から第四項までの規定を適用せず、銀行法又は長期信用銀行法の相当規定の定めるところによる。

(経理、監督等に関する規定の準用)

第二百七十二条の四 第二百七十一条の二十三の規定は少額短期保険持株会社の営業年度について、第二百七十一条の二十四の規定は少額短期保険持株会社及びその子会社その他の当該少額短期保険持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社(以下この条において「子会社等」という。)の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書について、第二百七十一条の二十五第一項及び第二項の規定は少額短期保険持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該少額短期保険持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類について、同条第三項の規定は少額短期保険持株会

(新設)

社について、第二百七十一条の二十六の規定は少額短期保険持株会社の営業報告書及び附属明細書の記載事項について、それぞれ準用する。

2 第二百七十一条の二十七の規定は少額短期保険業者を子会社とする少額短期保険持株会社、当該少額短期保険持株会社の子法人等（子会社その他当該少額短期保険持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）又は当該少額短期保険持株会社から業務の委託を受けた者について、第二百七十一条の二十八第一項の規定は少額短期保険業者を子会社とする少額短期保険持株会社について、同条第二項及び第四項の規定は少額短期保険持株会社の子法人等又は当該少額短期保険持株会社から業務の委託を受けた者について、同条第三項の規定はこれらの規定による立入り、質問又は検査をする職員について、第二百七十一条の二十九第一項の規定は少額短期保険持株会社について、同条第二項の規定は少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者について、第二百七十一条の三十の規定は少額短期保険持株会社又は少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者について、それぞれ準用する。この場合において、第二百七十一条の二十七第一項中「第二百八条第一項」とあるのは「第二百七十二条の二十二第二項」と、第二百七十一条の二十八第一項及び第二百七十二条第二項中「第二百九条第一項」とあるのは「第二百七十二条の二十三第一項」と、第二百七十一条の三十第一項中「第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第一項若しくは第三項ただし書の承認」と、「同

条第一項の認可」とあるのは「同条第一項の承認」と、「当該認可」とあるのは「当該承認」と、同条第二項中「第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第一項又は第三項ただし書の承認」と、同条第三項中「第二百七十一条の十第二項」とあるのは「第二百七十二条の三十一第二項」と、同条第四項第一号及び第二号中「第二百七十一条の十八第一項の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第一項の承認」と、同項第三号中「第二百七十一条の十八第三項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第三項ただし書の承認」と、同項第四号中「第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第一項又は第三項ただし書の承認」と読み替えるものとする。

第三款 雑則

（外国少額短期保険主要株主又は外国少額短期保険持株会社に対する法律の適用関係）

第二百七十二条の四十一 少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の所有者であつて外国人若しくは外国法人であるものは少額短期保険業者を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの（以下この条において「外国少額短期保険主要株主等」という。）に対しこの法律を適用する場合における特例及び技術的読替えその他外国少額短期保険主要株主等に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（新設）

（新設）

(届出事項)

第二百七十二条の四十二 少額短期保険主要株主（少額短期保険主要株主であつた者を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第二百七十二条の三十一第一項の承認に係る少額短期保険主要株主になつたとき、又は当該承認に係る少額短期保険主要株主として設立されたとき。

二 第二百七十二条の三十二第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき（議決権保有割合に変更があつたときを除く。）。

三 少額短期保険業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となつたとき。

四 少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき（第六号の場合を除く。）。

五 少額短期保険業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなつたとき（前号及び次号の場合を除く。）。

六 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

七 その総株主の議決権の百分の五十を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなつたとき。

(新設)

八 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2 少額短期保険持株会社（少額短期保険持株会社であった会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第二百七十二条の三十五第一項の承認に係る少額短期保険持株会社になったとき、又は当該承認に係る少額短期保険持株会社として設立されたとき。

二 少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなったとき（第五号の場合を除く。）。

三 第二百七十二条の三十九第一項各号に掲げる会社を子会社としようとするとき。

四 その子会社が子会社でなくなったとき（第二号の場合を除く。）。

五 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により少額短期保険業者を子会社とする持株会社を設立するものに限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

六 資本の額を変更しようとするとき。

七 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったとき。

八 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

3 第二条第十五項の規定は、第一項第七号及び前項第七号に規定する一の株主が取得し、又は保有することとなった少額短期保険主要

株主又は少額短期保険持株会社の議決権について準用する。

(承認の失効)

第二百七十二條の四十三 第二百七十一條の三十三第一項の規定は少額短期保険主要株主に係る第二百七十二條の三十一第一項の承認又は同条第二項ただし書の承認について、第二百七十一條の三十三第二項の規定は少額短期保険持株会社に係る第二百七十二條の三十五第一項の承認又は同条第三項ただし書の承認について、それぞれ準用する。

第十三章 雜則

(免許又は登録の失効)

第二百七十三條 保険会社（外国保険会社等を含む。第二百七十四條の二において同じ。）又は少額短期保険業者が次の各号のいずれか（外国保険会社等にあつては、第一号又は第四号）に該当するときは、第三条第一項若しくは第百八十五條第一項の免許又は第二百七十二條第一項の登録は、その効力を失う。

一四 (略)

五 当該免許又は登録を受けた日から六月以内に保険業を開始しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときを除く。）。

2 (略)

(新設)

第十一章 雜則

(免許の失効)

第二百七十二條 保険会社（外国保険会社等を含む。第二百七十四條において同じ。）が次の各号のいずれか（外国保険会社等にあつては、第一号又は第四号）に該当するときは、第三条第一項又は第百八十五條第一項の内閣総理大臣の免許は、その効力を失う。

一四 (略)

五 当該免許を受けた日から六月以内に保険業を開始しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときを除く。）。

2 (略)

3| 少額短期保険業者が第三条第一項の免許を受けたときは、第二百七十二条第一項の登録は、その効力を失う。

(内閣総理大臣の告示)

第二百七十四条 次に掲げる場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第三百三十二条第一項、第三百三十三条、第二百四条第一項、第二百五条、第二百四十一条第一項又は第二百七十二条の二十六第一項の規定により業務（外国保険会社等にあつては、日本における業務）の全部又は一部の停止を命じたとき。

二 第三百三十三条、第三百三十四条、第二百五条、第二百六条、第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により第三条第一項若しくは第百八十五条第一項の免許又は第二百七十二条第一項の登録を取り消したとき。

三〇九 (略)

(公告)

第二百七十四条の二 保険会社又は少額短期保険業者がこの法律の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならない。

(保険募集の制限)

第二百七十五条 次の各号に掲げる者が当該各号に定める保険募集を

(新設)

(内閣総理大臣の告示)

第二百七十三条 次に掲げる場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第三百三十二条第一項、第三百三十三条、第二百四条第一項、第二百五条又は第二百四十一条第一項の規定により業務（外国保険会社等にあつては、日本における業務）の全部又は一部の停止を命じたとき。

二 第三百三十三条、第三百三十四条、第二百五条又は第二百六条の規定により第三条第一項又は第百八十五条第一項の免許を取り消したとき。

三〇九 (略)

(公告)

第二百七十四条 保険会社がこの法律の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならない。

(保険募集の制限)

第二百七十五条 次の各号に掲げる者が当該各号に定める保険募集を

行う場合を除くほか、何人も保険募集を行ってはならない。

一 次条の登録を受けた生命保険募集人 其の所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介（生命保険募集人である銀行その他の政令で定める者）（以下この条において「銀行等」という。）又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）

二 損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この条、第二百八十三条及び第三百二条において同じ。）若しくは使用人又は次条の登録を受けた損害保険代理店若しくはその役員若しくは使用人 其の所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介（損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）

三 特定少額短期保険募集人（少額短期保険募集人のうち、第三条第五項第一号に掲げる保険その他内閣府令で定める保険のみに係る保険募集を行う者で、少額短期保険業者の委託を受けた者でないものをいう。以下同じ。）又は次条の登録を受けた少額短期保険募集人 其の所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介（少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）

行う場合を除くほか、何人も保険募集を行ってはならない。

一 次条の登録を受けた生命保険募集人 其の所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介（生命保険募集人である銀行その他の政令で定める金融機関（以下この条において「銀行等」という。）又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）

二 損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この条、第二百八十三条及び第三百二条において同じ。）若しくは使用人又は次条の登録を受けた損害保険代理店若しくはその役員若しくは使用人 其の所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介（損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）

（新設）

四 第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人又はその役員若しくは使用人 保険契約（外国保険会社等以外の外国保険業者が保険者となる保険契約については、政令で定めるものに限る。）の締結の媒介（保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合に限る。）であつて生命保険募集人、損害保険募集人及び少額短期保険募集人がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

第二章 保険募集人及び所属保険会社等

第一節 保険募集人

（登録）

第二百七十六条 特定保険募集人（生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く。）をいう。以下同じ。）は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第二百七十七条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

三 第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人又はその役員若しくは使用人 保険契約（外国保険会社等以外の外国保険業者が保険者となる保険契約については、政令で定めるものに限る。）の締結の媒介（保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合に限る。）であつて生命保険募集人及び損害保険募集人がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

第二章 生命保険募集人及び損害保険代理店並びに所属保険会社

第一節 生命保険募集人及び損害保険代理店

（登録）

第二百七十六条 生命保険募集人及び損害保険代理店は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第二百七十七条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二

三 所属保険会社等の商号、名称又は氏名

四・五 (略)

2 (略)

(登録の実施)

第二百七十八条 内閣総理大臣は、第二百七十六条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項から第三項までの規定により登録を拒否する場合を除くほか、直ちに、次に掲げる事項を内閣府令で定める場所に備える生命保険募集人登録簿、損害保険代理店登録簿又は少額短期保険募集人登録簿に登録しなければならない。

一・二 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者及び所属保険会社等に通知しなければならない。

(変更等の届出等)

第二百八十条 特定保険募集人が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第二百七十七条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき。当該変更に係る特定保険募集人

二 保険募集の業務を廃止したとき。特定保険募集人であつた個

一・二 (略)

三 所属保険会社の商号、名称又は氏名

四・五 (略)

2 (略)

(登録の実施)

第二百七十八条 内閣総理大臣は、第二百七十六条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項から第三項までの規定により登録を拒否する場合を除くほか、直ちに、次に掲げる事項を内閣府令で定める場所に備える生命保険募集人登録簿又は損害保険代理店登録簿に登録しなければならない。

一・二 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者及び所属保険会社に通知しなければならない。

(変更等の届出等)

第二百八十条 生命保険募集人又は損害保険代理店が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第二百七十七条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき。当該変更に係る生命保険募集人又は損害保険代理店

二 保険募集の業務を廃止したとき。生命保険募集人若しくは損

人又は特定保険募集人であつた法人を代表する役員

三 特定保険募集人である個人が死亡したとき。その相続人

四 特定保険募集人である法人について破産手続開始の決定があつたとき。その破産管財人

五 特定保険募集人である法人が合併（法人でない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。次号において同じ。）により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者

六 特定保険募集人である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散（法人でない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為）をしたとき。その清算人（法人でない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者）

2 内閣総理大臣は、前項第一号に係る同項の届出を受理したときは、届出があつた事項を生命保険募集人登録簿、損害保険代理店登録簿又は少額短期保険募集人登録簿に登録し、その旨を所属保険会社等に通知しなければならない。

3 特定保険募集人が第一項第二号から第六号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該特定保険募集人の登録は、その効力を失う。

害保険代理店であつた個人又は生命保険募集人若しくは損害保険代理店であつた法人を代表する役員

三 生命保険募集人又は損害保険代理店である個人が死亡したとき。その相続人

四 生命保険募集人又は損害保険代理店である法人について破産手続開始の決定があつたとき。その破産管財人

五 生命保険募集人又は損害保険代理店である法人が合併（法人でない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。次号において同じ。）により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者

六 生命保険募集人又は損害保険代理店である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散（法人でない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為）をしたとき。その清算人（法人でない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者）

2 内閣総理大臣は、前項第一号に係る同項の届出を受理したときは、届出があつた事項を生命保険募集人登録簿又は損害保険代理店登録簿に登録し、その旨を所属保険会社に通知しなければならない。

3 生命保険募集人又は損害保険代理店が第一項第二号から第六号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該生命保険募集人又は損害保険代理店の登録は、その効力を失う。

(生命保険募集人に係る制限)

第二百八十二条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、生命保険募集人が二以上の所属保険会社等を有する場合においても、その保険募集に係る業務遂行能力その他の状況に照らして、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める場合には、適用しない。

第二節 所属保険会社等

(所属保険会社等の賠償責任)

第二百八十三条 所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 所属保険会社等の役員である保険募集人（生命保険会社にあつては、当該役員の使用人である生命保険募集人を含む。）が行う保険募集については、所属保険会社等が当該役員の選任について相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

二 所属保険会社等の使用人である保険募集人（生命保険会社にあつては、当該使用人の使用人である生命保険募集人を含む。）が行う保険募集については、所属保険会社等が当該使用人（生命保

(生命保険募集人に係る制限)

第二百八十二条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、生命保険募集人が二以上の所属保険会社を有する場合においても、その保険募集に係る業務遂行能力その他の状況に照らして、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める場合には、適用しない。

第二節 所属保険会社

(所属保険会社の賠償責任)

第二百八十三条 所属保険会社は、生命保険募集人又は損害保険募集人が保険募集につき保険契約者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 生命保険会社の役員若しくはその使用人である生命保険募集人又は損害保険会社の役員である損害保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社が当該役員の選任につき相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集につき保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

二 生命保険会社の使用人若しくはその使用人である生命保険募集人又は損害保険会社の使用人である損害保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社が当該使用人（生命保険会社の使用

險会社の使用人の使用人を除く。）の雇用について相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生防止に努めたとき。

三 所属保険会社等の委託に基づく特定保険募集人又はその役員若しくは使用人である保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社等が当該特定保険募集人の委託をするについて相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生防止に努めたとき。

3 第一項の規定は、所属保険会社等から保険募集人に対する求償権の行使を妨げない。

4 (略)

(所属保険会社等を代理人とする登録の申請等)

第二百八十四条 特定保険募集人又は第二百八十条第一項第二号から第六号までに定める者は、所属保険会社等を代理人として、第二百七十七条第一項の規定による登録の申請又は第二百八十条第一項若しくは第二百二十二条の規定による届出をすることができる。

(特定保険募集人の原簿)

第二百八十五条 所属保険会社等は、内閣府令で定めるところにより、

人の使用人を除く。）の雇用につき相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集につき保険契約者に加えた損害の発生防止に努めたとき。

三 生命保険会社の委託に基づく生命保険募集人若しくはその役員若しくは使用人である生命保険募集人又は損害保険代理店若しくはその役員若しくは使用人である損害保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社が当該生命保険募集人又は損害保険代理店の委託をするにつき相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集につき保険契約者に加えた損害の発生防止に努めたとき。

3 第一項の規定は、所属保険会社から生命保険募集人又は損害保険募集人に対する求償権の行使を妨げない。

4 (略)

(所属保険会社を代理人とする登録の申請等)

第二百八十四条 生命保険募集人若しくは損害保険代理店又は第二百八十条第一項第二号から第六号までに定める者は、所属保険会社を代理人として、第二百七十七条第一項の規定による登録の申請又は第二百八十条第一項若しくは第二百二十二条の規定による届出をすることができる。

(生命保険募集人又は損害保険代理店の原簿)

第二百八十五条 所属保険会社は、内閣府令で定めるところにより、

、当該所属保険会社等に係る特定保険募集人に関する原簿を、その本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所（外国保険会社等の場合にあつては、第百八十五条第一項に規定する支店等）に備え置かなければならない。

2 利害関係人は、必要があるときは、所属保険会社等に対して、前項の原簿の閲覧を求めることができる。

（登録の拒否）

第二百八十九条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 六 （略）

七 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）又は保険募集人（損害保険代理店の使用人については、保険募集を行う者に限る。）

八 十 （略）

二 四 （略）

（保証金）

第二百九十一条 （略）

二 七 （略）

当該所属保険会社に係る生命保険募集人又は損害保険代理店に関する原簿を、その本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所（外国保険会社等の場合にあつては、第百八十五条第一項に規定する支店等）に備え置かなければならない。

2 利害関係人は、必要があるときは、所属保険会社に対して、前項の原簿の閲覧を求めることができる。

（登録の拒否）

第二百八十九条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 六 （略）

七 保険会社（外国保険会社等を含む。以下この編において同じ。）
（一）、保険会社の役員（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、生命保険募集人又は損害保険募集人（損害保険代理店の使用人については保険募集を行う者に限る。）

八 十 （略）

二 四 （略）

（保証金）

第二百九十一条 （略）

二 七 （略）

8 保険仲立人は、第六項の権利の実行その他の理由により、保証金の額（契約金額を含む。第十項において同じ。）が第二項の政令で定める額に不足することとなったときは、内閣府令で定める日から二週間以内にその不足額につき供託（第三項の契約の締結を含む。第三百十九条第九号において同じ。）を行い、かつ、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもってこれに充てることができる。

10 12 (略)

(顧客に対する説明)

第二百九十四条 保険募集人は、保険募集を行うおとるときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 所属保険会社等の商号、名称又は氏名
- 二 自己が所属保険会社等の代理人として保険契約を締結するか、又は保険契約の締結を媒介するかの別
- 三 その他内閣府令で定める事項

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第三百条 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険

8 保険仲立人は、第六項の権利の実行その他の理由により、保証金の額（契約金額を含む。第十項において同じ。）が第二項の政令で定める額に不足することとなったときは、内閣府令で定める日から二週間以内にその不足額につき供託（第三項の契約の締結を含む。第三百十九条第七号において同じ。）を行い、かつ、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 第一項又は前項の規定により供託する保証金は、国債その他の内閣府令で定める有価証券をもってこれに充てることができる。

10 12 (略)

(生命保険募集人及び損害保険募集人の権限の明示)

第二百九十四条 生命保険募集人及び損害保険募集人は、保険募集を行うおとるときは、顧客に対して、自己が保険会社の代理人として保険契約を締結するか、又は保険契約の締結を媒介するかの別を明示しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第三百条 保険会社、保険会社の役員（生命保険募集人及び損害保険

募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為

三 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為

四七 (略)

八 保険契約者又は被保険者に対して、当該保険契約者又は被保険者に当該保険会社等又は外国保険会社等の特定関係者（第百条の三（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）

次条において同じ。）に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）

、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）が特別の利益の供与を約し、又は提供していることを知りながら、当該保険契約の申込みをさせる行為

九 (略)

2 前項第五号の規定は、保険会社等又は外国保険会社等が第四条第

募集人である者を除く。）、生命保険募集人、損害保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 保険契約者又は被保険者が保険会社に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為

三 保険契約者又は被保険者が保険会社に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為

四七 (略)

八 保険契約者又は被保険者に対して、当該保険契約者又は被保険者に当該保険会社の特定関係者（第百条の三に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子会社（保険会社を除く。）及び保険業を行う者以外の者をいう。）が特別の利益の供与を約し、又は提供していることを知りながら、当該保険契約の申込みをさせる行為

九 (略)

2 前項第五号の規定は、保険会社が第四条第二項各号（外国保険会

二項各号、第百八十七条第三項各号又は第二百七十二條の二第二項各号に掲げる書類に基づいて行う場合には、適用しない。

第三百一条 保険会社等又は外国保険会社等は、その特定関係者（第百条の三に規定する特定関係者（保険業を行う者に限る。）をいい、外国保険会社等の場合にあつては、第百九十四条に規定する特殊関係者（保険業を行う者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が行う保険契約の締結又はその特定関係者に係る保険募集に關して、次に掲げる行為又は取引をしてはならない。

一・二（略）

第三百一条の二 保険持株会社及びその子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）は、当該保険持株会社等の子会社である保険会社等若しくは外国保険会社等が行う保険契約の締結又は当該保険会社等若しくは外国保険会社等に係る保険募集に關して、次に掲げる行為又は取引をしてはならない。

一 当該保険会社等又は外国保険会社等を保険者とする保険契約の保険契約者又は被保険者に対して、特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

二 当該保険会社等又は外国保険会社等を保険者とする保険契約の保険契約者若しくは被保険者との間で行う行為又は取引のうち前号に掲げるものに準ずる行為又は取引で、保険募集の公正を害するおそれのあるものとして内閣府令で定める行為又は取引

社等の場合にあつては、第百八十七条第三項各号）に掲げる書類に基づいて行う場合には、適用しない。

第三百一条 保険会社は、その特定関係者（第百条の三に規定する特定関係者（保険業を行う者に限る。）をいい、外国保険会社等の場合にあつては、第百九十四条に規定する特殊関係者（保険業を行う者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が行う保険契約の締結又はその特定関係者に係る保険募集に關して、次に掲げる行為又は取引をしてはならない。

一・二（略）

第三百一条の二 保険持株会社及びその子会社（保険会社を除く。）は、当該保険持株会社の子会社である保険会社が行う保険契約の締結又は当該保険会社に係る保険募集に關して、次に掲げる行為又は取引をしてはならない。

一 当該保険会社を保険者とする保険契約の保険契約者又は被保険者に対して、特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

二 当該保険会社を保険者とする保険契約の保険契約者若しくは被保険者との間で行う行為又は取引のうち前号に掲げるものに準ずる行為又は取引で、保険募集の公正を害するおそれのあるものとして内閣府令で定める行為又は取引